



20高教政第364号
平成20年6月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長



服務規律の確保の徹底について

うえのことについては、機会あるごとに注意を喚起していますが、このたび、知事部局において親族が亡くなったと偽り、忌引休暇等を不正に取得していた事案が発覚しました。

今一度、職員一人ひとりが教育公務員としての自覚を新たにし、厳正な服務規律の確保に努めるよう適切な指導をお願いします。

また、公立学校においては適正な処理がなされておりますが、今回の事案を踏まえ、県全体として、今後は下記のとおり休暇の承認に係る厳正な審査を行うこととし、忌引休暇及び祭日休暇については手続きを改正することとしましたので、職員に徹底するとともに、改めてこれらの休暇の内容について周知してください。

記

第1 休暇の承認に係る厳正な審査

年次有給休暇の残日数が少ない職員から病気休暇や特別休暇の申請があった場合や、年に複数回の特別休暇の申請があった場合などには、詳細な内容の確認を行う等の厳正な審査を行うこと。

第2 手続きの改正

1 人事委員会規則の改正

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成6年高知県人事委員会規則第48号）が改正され、病気休暇及び特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができることとなった。

2 忌引休暇の手続きの改正

(1) 手続きの流れ

ア 取得までの手続きは従前のとおり。

イ 忌引休暇を取得した場合は、取得後速やかに別紙1「忌引休暇取得報告書」（以下「報告書」という。）を校長（休暇の決裁権者をいう。以下同じ。）に提出するとともに、会葬礼状、住民票除票又は死亡広告等、親族の死亡を確認できる書類を校長に提示する。

ウ 校長は報告書と当該確認書類を突合し、特に疑義がなければ報告書に押印し保管する。確認書類については写しをとり、原本は職員へ返却すること。

(2) 留意事項

ア 確認書類については、管理職等が葬儀又は通夜へ出席することで、死亡事実が確認できた場合は、提示の必要はない。この場合は、報告書の所定の欄に校長がその旨記載すること。

イ 報告書及び確認書類の写しは、忌引休暇を承認した学校において5年間保存すること。

3 祭日休暇の手続きの改正

(1) 手続きの流れ

ア 休暇申請時に、別紙2「祭日休暇添付書類」を校長に提出する。

イ 校長は、当該添付書類と休暇承認願を突合し、特に疑義がなければ決裁を行う。

(2) 留意事項

ア 確認のための書類の提示は必要ない。

イ 「祭日休暇添付書類」は、祭日休暇を承認した学校において5年間保存すること。

4 施行日

平成20年7月1日

なお、第2の2に定める忌引休暇取得報告書の提出は、施行日前から引き続き忌引休暇を取得している場合についても適用する。

新旧対照表

○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

新	旧
(病気休暇及び特別休暇の承認等) 第15条 略 2～4 略 5 病気休暇の承認を受けようとする場合において、その休暇の期間が引き続き6日を超えらるるものは、医師の証明書その他勤務しない事由を証明する書類を提出しなければならない。 6 任命権者は、病気休暇（前項に規定するものを除く。）又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、<u>証明書類の提出を求めることができる。</u>	(病気休暇及び特別休暇の承認等) 第15条 略 2～4 略 5 病気休暇又は特別休暇（第1項に規定するもの並びに第12条第1項の表の8の項及び20の項の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合において、その休暇の期間が引き続き6日を超えらるるものは、医師の証明書その他勤務しない事由を証明する書類を提出しなければならない。

忌引休暇の概要

○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則<抜粋>

第 12 条 条例第 15 条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(20) 忌引	別表第 2 に定める期間内において必要と認める期間

別表第 2

死亡した者		日数
配偶者		7 日
血族	父母	7 日
	子	7 日
	祖父母	3 日
	孫	1 日
	兄弟姉妹	3 日
	おじ又はおば	1 日
姻族	配偶者の父母又は父母の配偶者	3 日
	配偶者の子又は子の配偶者	1 日
	配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者	1 日
	配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者	1 日
	おじ又はおばの配偶者	1 日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、父母及び子に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

配偶者の子(職員と血族関係のないもの、すなわち先夫、先妻の実子及び配偶者の養子)と職員の子(養子を含む。)の配偶者である。

エ 「配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者」とは

配偶者の祖父母(配偶者が養子である場合も含む。)と職員の祖父母の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち祖父の後妻、祖母の後夫である。)である。

(3) 備考関係

ア 「代襲相続」とは

推定相続人たる被相続人の子又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し又はその相続権を失った場合、その者の子がその者と同順位においてなす相続であり、孫が父母に代り祖父母の相続人となる場合とおい又はめいが父母に代りおじ又はお婆の相続人となる場合である。

イ 「祭具等の承継」とは

民法第 897 条の規定によるものであり相続制度の趣旨が祖先の祭をなすことにあった最も古い相続制度であり(祭祀相続ともいう。)、今日もなおこの制度は慣習として残っており、いわゆる農村の跡取りといわれている場合のように祖先の仏壇、祭壇等の承継を受けたものである。

ウ 「父母及び子に準ずる」とは

ア及びイで述べたように、職員が父母に代り祖父母の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は父母に準じ 7 日間の休暇を、職員が父母に代りおじ又はお婆の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は子に準じ 7 日間の休暇を、それぞれ与えてもよいとの意味である。

祭日休暇の概要

○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則<抜粋>

第 12 条 条例第 15 条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(19) 父母、配偶者及び子の祭日(父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。)	そのつど必要と認める場合において、1 日

○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成 6 年 12 月 21 日 6 高人委第 281 号高知県人事委員会委員長通知) <抜粋>

第 6 特別休暇関係

5 父母、配偶者及び子の祭日

- (1) 規則第 12 条第 1 項の表 19 の項の人事委員会が定める年数は、15 年とする。
- (2) 「父母」とは、実父母又は養父母に限る。
- (3) 「祭日」とは、父母等を追悼するため、社会一般の慣習に従って法要等の特別な行事が行われる日をいい、その主なものは、次に掲げるとおりである。

ア 神道における祭日

- 10 日祭(命日を入れて 10 日目)
- 50 日祭(命日を入れて 50 日目)
- 1 年祭(満 1 年目の命日)
- 3 年祭(満 2 年目の命日)
- 5 年祭(満 4 年目の命日)
- 10 年祭(満 9 年目の命日)

イ 仏教における祭日

- 49 日(命日を入れて 49 日目)
- 1 周忌(満 1 年目の命日)
- 3 回忌(満 2 年目の命日)
- 7 回忌(満 6 年目の命日)
- 13 回忌(満 12 年目の命日)

ウ キリスト教には、特定の祭日はない。

忌引休暇取得状況報告書

所属

氏名

1 忌引休暇取得日

平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで (日間)

2 死亡した者の氏名等

氏名

住所

続柄

死亡年月日 平成 年 月 日

葬儀の日 平成 年 月 日

3 遠隔地加算 ☐

4 葬儀の場所等 (遠隔地加算がある場合のみ記載)

住所

施設等の名称

学校確認欄

確認書類

1 会葬礼状 2 住民票除票 3 その他の書類 ()

4 葬儀・通夜への参加

(参加した管理職等の職氏名:)

学校長等確認印

備考

1 「続柄」は詳細な内容を記載すること。例) ×「伯母」 ○「父の弟の配偶者」

2 「遠隔地加算」は、葬儀のため遠隔地に赴き、往復日数を加算した場合のみ枠内に○をし、「4 葬儀の場所等」も記載すること。

※遠隔地加算は、片道概ね6時間以上を要する場合に加算できる。

3 服務監督者等は、確認書類の提示を受けた場合は「確認書類」欄の該当するものに○をし、当該書類の写しをとり、この報告書と一緒に保管すること。

4 「葬儀・通夜への参加」は、葬儀又は通夜へ管理職等が参加することで事実を確認した場合とする。この場合は確認書類の提示は必要ない。

(祭日休暇添付書類)

所属 _____

氏名 _____

1 行事の行われる日（休暇取得日）

平成 年 月 日

2 対象者の氏名及び続柄

氏名

続柄

3 祭日の名称

4 行事を行う場所

住所

施設等の名称

備考

- 1 「3 祭日の名称」は、「49日」「1周忌」「3年祭」等の名称を記載すること。
- 2 配偶者の父母及び父母の配偶者は対象外であること。